

千葉県 ワークルール講座のご案内

千葉県雇用労働課では、県立高校の生徒を対象として、働く上で重要な労働法等の基礎知識を学ぶ講座（ワークルール講座）を実施しています。

労働に関する相談件数は、年々増加していますが、その相談の中には、労働法に関する基本的なルールが分かっているのに、未然に防げたトラブルも見受けられます。 安心して長く働き続けるため、最低限の知識を身につけることは大変重要です。

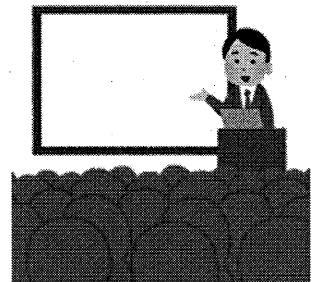
是非、貴校での講座開催についてご検討ください。

● ● ワークルール講座の特徴 ● ●

- ・労働問題に精通した社会保険労務士を講師として派遣します！
（講師謝金は雇用労働課が負担）
- ・講座の具体的な内容は学校の関心に合わせて決定します！
（事前に学校・講師・雇用労働課で打合せを実施）

【講座の内容（例）】

- ・どんな条件で働くの？・・・労働契約、就業規則
- ・今月の給料、ちゃんと払ってもらえるかな？・・・賃金の原則
- ・働く時間、長すぎる気がする・・・労働時間、休日
- ・お休みは取れるかな？・・・休憩時間、年次有給休暇
- ・子育てと仕事、どっちも頑張りたい！・・・産前・産後休業、育児休業、介護休業
- ・「ハラスメント」ってどんなもの？・・・セクハラ、パワハラ、マタハラ
- ・困った、どこに相談しよう？・・・相談窓口



など

【参加者の声】

- ・就職をする時は、労働条件をきちんと確認しなくてはいけなかったと思いました。（生徒）
- ・困ったことがあったら、一人で悩まずに、行政や専門家に相談してみようと思いました。（生徒）
- ・労働基準法という法律の名前しか知りませんでしたが、講座でわかりやすく教えていただきました。（生徒）
- ・働くことについて漠然としたイメージしかありませんでしたが、講座を受け働くことについて考える良い機会になりました。（生徒）
- ・就職する生徒だけでなく、進学する生徒に対しても有用な内容だと感じました。（教員）

【問い合わせ先】 千葉県 商工労働部 雇用労働課 多様な働き方推進班

電話：043-223-2743 FAX:043-221-1180 E-mail:koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 本講座の実施は、令和7年度歳入歳出予算の成立を前提としています。